

小千谷市とゆきぐに信用組合との 「暮らしやすい“まち”づくり」に関する連携協定書

小千谷市（以下「甲」という。）とゆきぐに信用組合（以下「乙」という。）は、相互の連携協力を行うにあたり次の通り連携協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲及び乙が相互に連携・協力し「暮らしやすい“まち”づくり」を実現し、持続可能な小千谷市として更なる発展を図ることを目的とする。

（連携協力事項）

第2条 甲及び乙は、前条に規定する目的を達成するため、次の事項について連携し協力する。

- （1）子育て支援、健康・福祉の増進に関すること
- （2）「ゆきぐにの未来基金」（信組ゆきぐに奨学金）募集事業
- （3）子育て世代への金融リテラシー出前授業
- （4）子育て世代への無料定期家計診断

2 前項に掲げる事項を効果的に実施するため、甲及び乙は定期的に協議を行うものとする。また、具体的な実施事項については、甲及び乙合意の上決定する。

（協定内容の変更）

第3条 甲及び乙のいずれかが、協定内容の変更を申し出たときは、その都度協議の上、必要な変更を行うものとする。

（期間）

第4条 本協定の有効期間は、協定締結の日より1年間とする。ただし、本協定の有効期間が満了する1か月前までに、甲又は乙が書面により特段の申し出を行わないときは、有効期間が満了する日から1年間この協定は延長するものとし、その後も同様とする。

（守秘義務）

第5条 甲及び乙は、この協定に基づく事業の実施において知り得た秘密事項を、第三者に開示若しくは漏洩し、又本協定の目的外に利用してはならない。ただし、事前に書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

2 前項の規定は、第4条に定める協定の有効期間後も有効とする。

（その他）

第6条 本協定に定めのない事項又は本協定に関し、疑義が生じた場合には、甲及び乙の協議の上、これを定めるものとする。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲及び乙が署名の上、各自1通を保有する。

令和6年4月3日

甲 新潟県小千谷市城内2-7-5

小千谷市長 宮崎悦男

乙 新潟県南魚沼市塩沢1198番地

ゆきぐに信用組合

理事長 小野澤一成